

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

☞ 長銀株の譲渡対価決定

Q: 当社は、昨年経営破綻した長銀の株式を持っています。

ところで、預金保険機構における株価算定委員会が譲渡対価を決定したようですが、いくらになったのでしょうか。

A: 譲渡対価は0円と算定されました。

【解説】

預金保険機構の中の株価算定委員会は、経営破綻した日本長期信用銀行の普通株式及び第2回優先株式の譲渡対価をいずれも「0円」と決定しました。

これは、預金保険機構が長銀株を取得した平成10年10月28日における同行の純資産が債務超過の状況にあると判断されたためです。

長銀株を保有している法人は、株式取得決定公告があった時点（平成10年10月28日）で、株式の譲渡があったものとして、譲渡損益を計上することになるわけですが、譲渡対価「0円」の譲渡ということで、長銀株の取得価額全額を譲渡損失として計上することになります。

一方、個人の場合には、譲渡対価確定時平成11年度の課税対象となるので、譲渡対価が「0円」ということですから、税務上は譲渡がなかったものとして取り扱われます。したがって、譲渡所得の課税対象にはならないわけで、損益通算もできません。

